

静岡県告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人として次の者を指定したので、介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第11条の6第1項の規定に基づき告示する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

1 事業所の名称及び所在地

静岡認定調査センター 静岡市葵区紺屋町17番地の1 葵タワー248号室

2 指定年月日

令和7年4月1日

3 受託事務の種類

要介護認定調査事務

4 居宅サービス等の提供の有無

無